

高山市営住宅目的外使用（地域対応活用）申請書

（あて先）高山市副市長

ふりがな
氏 名

次のとおり市営住宅の地域対応活用を申請します。

電 話 番 号

希望団地名 及び住戸		団地 号室		緊急 連 絡 先	ふりがな 氏 名	
本籍地					住 所 地	
現住所	〒 ー				電 話 番 号	
					関 係 性	
使 用 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日				
使用する者 （同居者）	続柄	氏 名	生年月日	職 業 欄		
				勤務先名称	勤務先所在地	勤 務 内 容
	本人		・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
使 用 事 由	地域対応活用の内容（該当するものに○）			詳 細 内 容		
	(1) 高山市への移住の検討のため (2) 地域活性化に資する活動のため ・ 地域内で勤務 ・ 地域おこし協力隊として従事 ・ 地域の活動に参加 ・ その他（詳細を右欄へ記載）					
申請内容と事実が相違しているときは、不許可とされても異議ありません。 <p style="text-align: right;">申込者氏名</p>						

<添付書類>

- (1) 高山市営住宅目的外使用（地域対応活用）申請に係る誓約書兼同意書（別記様式第2号）
- (2) その他副市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第5条関係）

高山市営住宅目的外使用（地域対応活用）申請に係る誓約書兼確認書

私は、高山市営住宅の目的外使用（地域対応活用）にあたって、関係法令及び高山市営住宅の地域対応活用使用に関する取扱要領（以下「関係法令等」という。）を遵守するとともに、下記の事項について誓約又は確認します。

記

1. 誓約事項

- (1) 住宅使用料は、延滞なく納付する。
- (2) 施設等を常に清潔に保ち、善良な管理意識を持って使用する。
- (3) ペット等は飼育しない。
- (4) 近隣住民と良好な関係性を構築するよう努める。
- (5) 施設使用に係る共益費が必要となる場合は負担する。
- (6) 地域のルールや慣習を尊重する。
- (7) 明け渡し時は市の退去検査を受け、現状復旧修繕が必要となる場合は費用を負担する。
- (8) 未届けにて住居を退去した場合は、住宅を明け渡したものとみなし、家財等の一切のものをどのように処分されても異議申し立てしない。
- (9) その他、副市長の指示に対し誠実に対応する。

2. 確認事項

- (1) 市営住宅の目的外使用であることを理解し、使用期間は申請日の属する年度の末日までとし、更新が認められない場合があることについて理解しました。
- (2) 市が、高山市営住宅整備計画に基づき使用施設の処分等を実施することとなった場合において、明け渡す必要があることについて理解しました。

年 月 日

(あて先)

高山市副市長 様

申請者 住所
氏名

（あて先）高山市副市長

住 所
氏 名

高山市営住宅使用開始届

次のとおり使用を開始しましたので届け出ます。

使用者氏名 (使用決定者)				
使用開始年月日	年 月 日			
同居者氏名	氏 名	続 柄	年 齢	摘 要

上記のとおり使用を開始したことを確認します。

年 月 日

市営住宅指定管理者

（注） 2通作成し1通は市、1通は市営住宅指定管理者が保管します。

添付書類

- 1 全員の住民票（コピー可）

年 月 日

（あて先）高山市副市長

住 所
氏 名

高 山 市 営 住 宅 退 去 届

次のとおり住宅を明渡しますので検査されるよう届け出ます。

明 渡 す 住 宅	所 在 地	
	住 宅 番 号	
明 渡 期 日	年 月 日	
検 査 希 望 日	年 月 日	午前 時頃 午後
移 転 先		(TEL)
摘 要		

上記のとおり明渡すことを確認します。

年 月 日

市営住宅指定管理者

（注）2通作成し1通は市、1通は市営住宅指定管理者が保管します。

高山市営住宅目的外使用（地域対応活用）における変更届出書

（あて先）高山市副市長

ふりがな
氏 名

電話番号

年 月 日付 第 号によって使用許可を得た高山市営住宅の目的外使用（地域対応活用）について、以下のとおり申請内容の変更を届け出ます。

記

申 請 住 宅	所 在 地	
	団 地 名	
	住 戸 番 号	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後

（備考）

当該変更により使用許可条件を満たさなくなった場合は、使用許可決定を取り消します。

年 月 日

（あて先） 高山市副市長

住 所
氏 名

高山市営住宅用途外使用（模様替え・増築）承認申請書

貴市から使用許可を受けた 番地所在の市営住宅の 団地第 号
住宅に を設置したいので、別紙図面を添えて申請します。
なお、許可設置の際は下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- (1) 設置物は、許可どおりのものを設置します。
- (2) 設置に際し、賃借の住宅に損傷を与えません。また、退去時は無条件で原状に復します。
- (3) 市の都合により、設置部分の撤去の指示があったときは、無条件で撤去します。